

情報発信検討会設置要綱

(令和3年5月25日 館長決裁)

(設置)

第1条 埼玉県立さきたま史跡の博物館（以下「当館」という。）の多角的な情報発信について担当間の調整を図り、一体的で効果的な情報発信を推進するため、情報発信検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の事項について検討するものとする。

- 一 担当を横断した情報発信の調整に関する事
- 二 先進的な情報発信手法の企画及び立案に関する事
- 三 情報発信に係るコンテンツの企画開発及び実施に関する事
- 四 情報発信に係る機材等の運営・管理に関する事
- 五 当館刊行物等の既存情報の公開・発信に関する事
- 六 その他当館の情報発信に関する事

(構成)

第3条 検討会は、各担当1名をもって構成する。

2 検討会に座長を置く。座長は、第1項の構成員に加え広報・学習支援担当GLをもって充てる。

(作業部会)

第4条 検討会の下に作業部会を設置する。

- 2 作業部会は座長により指示された事項について、検討・整理し報告を行う。
- 3 作業部会は座長が指名する職員をもって構成する。

(会議の開催)

第5条 検討会は原則年間2回程度とし、作業部会は座長の指示により適宜開催するものとする。

(会議録)

第6条 座長は次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- 一 検討会の日時及び場所
- 二 出席及び欠席した会員の氏名
- 三 協議事項及び検討事項とその過程
- 四 その他必要な事項

(報告及び協議)

第7条 座長は検討会における検討結果をGL会議に報告するとともに、協議が必要な事項については承認を受けるものとする。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、広報・学習支援担当内に置く。

2 検討会における庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は座長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年7月28日から施行する。

2 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。